

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)に係る事業者の届出に関する要領 (令和6年7月22日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(令和6年7月22日環境局長決裁。以下「補助金要綱」という。)に定める補助事業として補助対象設備の設置等の事業(以下「設置等事業」という。)を実施する者(以下「設置等事業者」という。)による届出の手続き等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、補助金要綱において使用する用語の例による。

(届出)

第3条 設置等事業者は、初回の設置等事業を実施する前に、次条に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(届出の方法)

第4条 前条に定める届出は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)設置等事業届出書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 商業登記簿履歴事項全部証明書等(発行日から3か月以内のもの)(届出を行う者が個人事業主の場合にあつては、個人事業の開業届出書(控用)、確定申告書の写し等の事業を営んでいることが分かる書類)
- (2) 会社等の概要案内資料

(届出の受理及び公表)

第5条 市長は、届出の内容に不備がないと認められる場合は、これを受理する。

- 2 市長は、前項の規定により届出を受理したときは、届出済事業者名簿に登載し、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)設置等事業届出済証(様式第2号)(以下「届出済証」という。)を交付する。
- 3 前項の届出済証は、第1項の規定により届出を受理した日から効力が発生するものとする。
- 4 市長は、原則として、届出済事業者名簿に登載されている情報のうち、届出済事業者に係る事業者の名称、住所、電話番号、ホームページアドレス等の情報を公表するものとする。

(届出事項の変更)

第6条 設置等事業者は、届出の事項に変更があるときは、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)設置等事業届出事項変更等届出書(様式第3号)(以下「変更等届出書」という。)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(届出の取下げ)

第7条 届出済事業者は、届出を取り下げる場合は、変更等届出書に届出済証を添えて、市長に届け出なければならない。

(届出済事業者名簿からの抹消)

第8条 市長は、届出済事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、届出済事業者名簿から抹消するものとする。

- (1) 届出内容に、虚偽や重大な誤りがあることが判明した場合
- (2) 設置等事業の実施に際して、補助金要綱の規定を故意に遵守しない等の重大な不正行為が判明した場合
- (3) 正当な理由なく次条に定める事項を遵守していないことが判明し、速やかな改善が見込まれない場合

(遵守事項)

第9条 届出済事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本市の脱炭素先行地域づくり事業の趣旨や補助金要綱の内容を十分に理解した上で設置等事業を実施すること
- (2) 届出済証を事業所の見やすい場所に掲示すること
- (3) DR/VPP事業への参加を希望する者に対して設置等事業を行う場合は、参加に必要な機器の設定、申込手続き等の支援を行うこと
- (4) 設置等事業に関し本市が実施する調査、アンケート等に協力すること

(委任)

第10条 本要領の実施に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、令和6年8月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日から本要領実施日までの間に、本市に対し、設置等事業の実施について書面により必要な事項を届け出た場合は、第4条に規定する届出がなされたものとみなす。この場合において、届出済証の効力が発生する日は、第5条第3項の規定にかかわ

らず、本要領の実施日とする。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。